

ネット問題についての条例改正を含む他県の取組

兵庫県の取組 青少年のインターネットの利用に関する基準づくり

- 平成21年 ・携帯電話のインターネット接続サービス契約についての事業者、保護者の義務を新設
- ・事業者の義務違反に対する勧告・公表規定の新設
- 平成27年 ・インターネット依存実態調査 ネット依存傾向にある青少年が6.4%
- 平成28年 ・青少年のインターネット利用に関する基準づくりへの支援を努力義務化

青少年のネット依存の深刻化を改善する対策が必要

兵庫県青少年愛護条例（24条の5） 平成28年4月1日施行

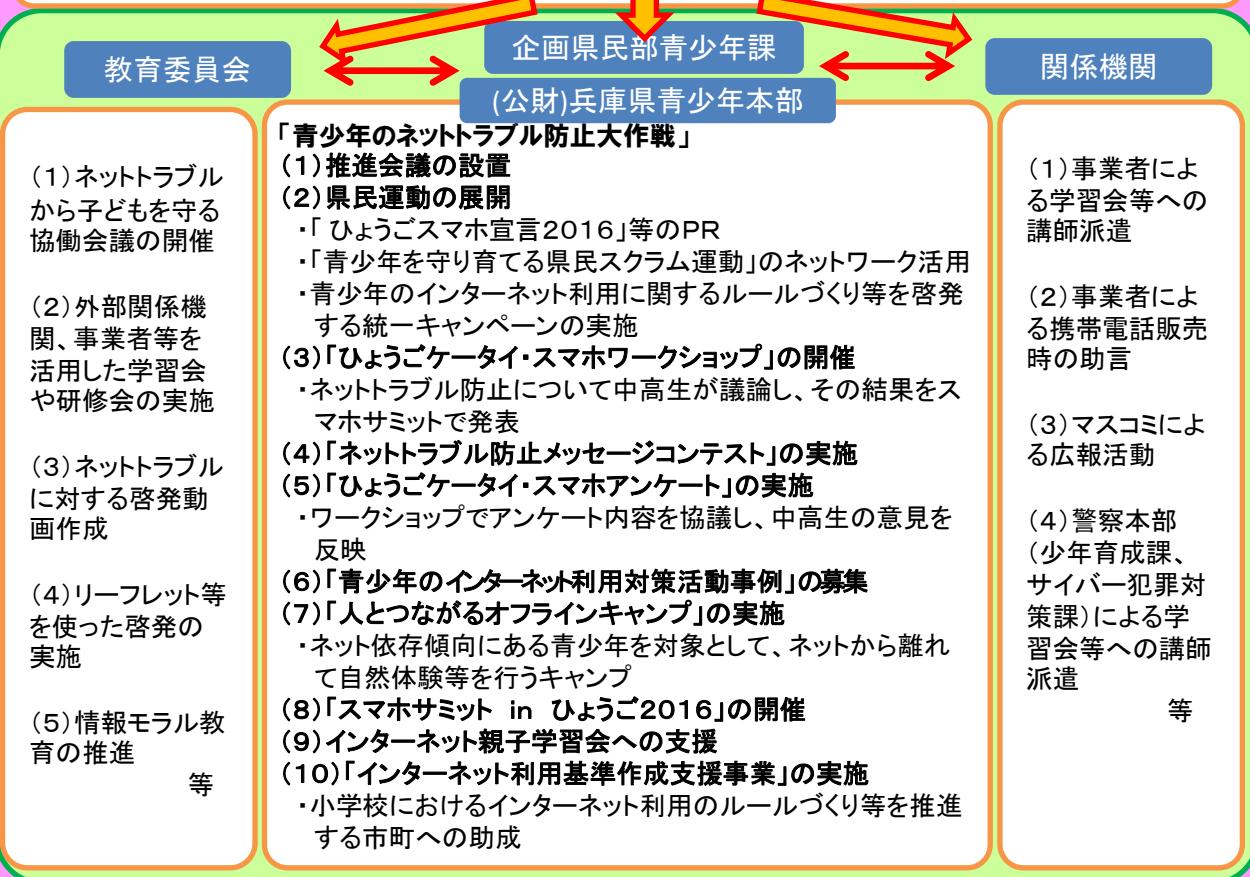
- 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。
- 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。
 - インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
 - インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

これまでの経緯

条例改正の概要

取組

成果と課題



・兵庫県の小学校におけるルールづくりの状況は昨年時点で25.2%。本年度インターネット利用基準作成支援事業には、50%を超える学校が申請している。

・青少年課と警察本部の連携による、事業者への要請や、立ち入り検査の強化などにより、**青少年のフィルタリングの利用率が上昇した。(61.6%)**

・ネット依存傾向にある生徒は高校生が全国より高く8.3%である。保護者とのルールづくりは概ね4割の児童生徒が行っているが、「親が勝手に決めた」等の理由により、そのルールを破ったことがある児童生徒の割合はネット依存傾向のある児童生徒が高い。

・ネット依存やネットトラブルの解消を図るには、現実の世界での適切なコミュニケーション等の問題に立ち返る必要があり、きめ細やかに取り組むためにも学校での取組の充実が必要である。

鳥取県の取組 ペアレンタルコントロールの推進

平成26年 県議会質問

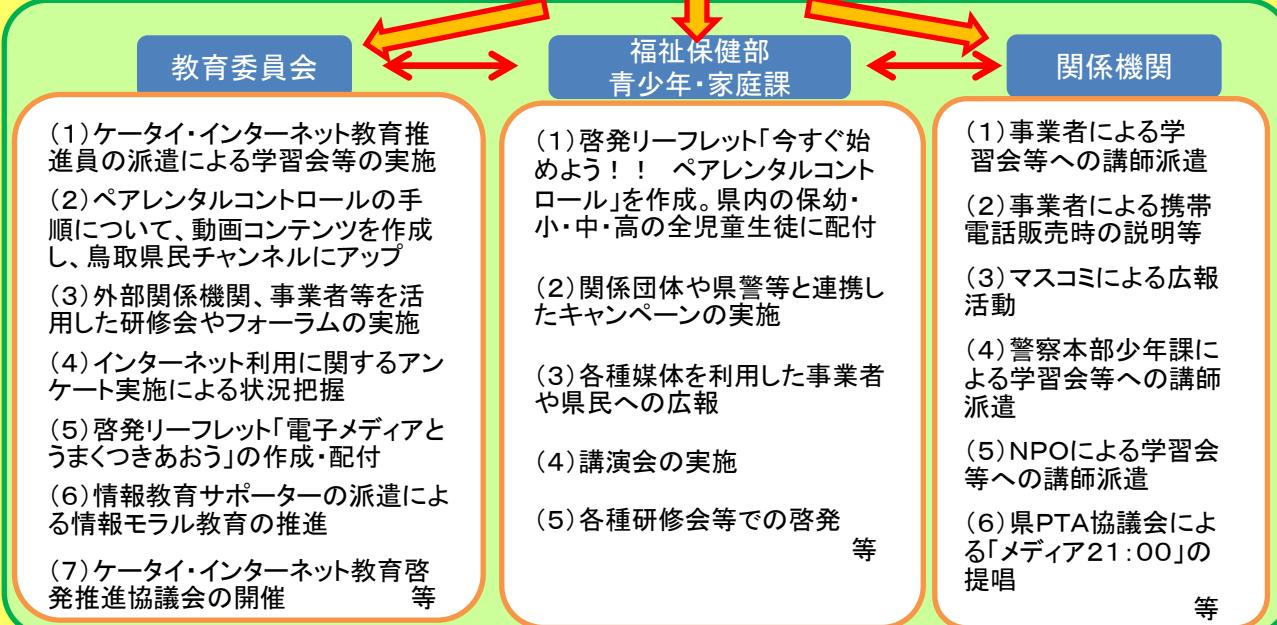
全国的にインターネットを介した子どもの被害が多い。フィルタリングの他に、ペアレンタルコントロールが必要

※ペアレンタルコントロールとは、青少年のインターネット利用を管理するために、保護者が行うべき措置のこと。

保護者が適切にペアレンタルコントロールを行うことを努力義務化
事業者の販売時における、ペアレンタルコントロールの説明と書面の交付を義務化

鳥取県青少年健全育成条例（12条の2） 平成26年10月1日施行

- 保護者は、その監護する青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロールを適切に行うよう努めなければならない。
 - インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
 - 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
 - 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。
 - その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置。
- 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めなければならない。
- インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。知事は、その違反者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。



・販売店によるフィルタリング説明・推奨の状況は、**72.7%(全国平均49.3%)**で高い数値である。

・フィルタリングの設定率は**高校生は高いが、小中学生の利用する機器は低い。**(小6:34.9%、中2:46.2%、高2:69.7%)
※今回の調査から、子どもが利用する機器の対象機器を”親が持っている機器”も対象としたため、フィルタリング率が低くなっている。

・家庭でのルールづくりについては、どの校種の保護者もルールをつくっているという回答割合が高いが(94.2%~82.0%)、児童生徒の認識は校種が上がるにつれて低くなっており(小6:75.0%、中2:61.7%、高2:37.8%)、子どもと保護者の間で意識にギャップがある。

・条例改正やペアレンタルコントロールについての認知度が低く、更なる普及啓発が必要である。

・児童・生徒の主体的な取組を促し、保護者つなげ、地域一体となった取組を推進することが必要である。

ネット問題についての条例改正を含む他県での取組においては、フィルタリングの設定やインターネット利用に関するルールづくりにおいて、一定の成果が見られている。ネット問題の解決を県民運動に高めていくためには条例改正も一つの選択肢であるが、何よりも教育や啓発を通じて、子どもや大人にその必要性を理解してもらい、児童生徒や保護者の主体的な取組となっていくように促していく取組が必要である。